正味財産増減計算書内訳表

２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日まで

（単位：円）

科目	公益目的事業				その他事業			法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	他１	他2	小計		
	社会福祉推進事業	地域生活定着促進事業			調査研究事業	日本社会福祉士会連携事業			
一般正味財産増減の部									
１．経常増減の部									
（１）経常収益									
受取入会金	0	0	137,500	137,500	0	0	0	137,500	275,000
入会金			137,500	137,500			0	137,500	275,000
受取会費	0	0	6,490,000	6,490,000	540,927	6,475,000	7,015,927	5,949,073	19,455,000
正会員			6,465,000	6,465,000	540,927	6,475,000	7,015,927	5,924,073	19,405,000
賛助会員			15,000	15,000			0	15,000	30,000
準会員			10,000	10,000			0	10,000	20,000
事業収益	37,250,322	34,072,000	0	71,322,322	0	0	0	0	71,322,322
成年後見権利擁護	4,624,000			4,624,000			0		4,624,000
高齢者虐待対応	849,000			849,000			0		849,000
地域密着型外部評価	4,557,000			4,557,000			0		4,557,000
福祉サービス第三者評価	4,325,715			4,325,715			0		4,325,715
広報啓発	1,000			1,000			0		1,000
福祉人材育成	4,663,068			4,663,068			0		4,663,068
福祉人材養成	5,181,500			5,181,500			0		5,181,500
相談支援	13,049,039			13,049,039			0		13,049,039
地域生活定着促進		34,072,000		34,072,000			0		34,072,000
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	1,426	1,426
受取利息				0			0	376	376
雑収益				0			0	1,050	1,050
経常収益計	37,250,322	34,072,000	6,627,500	77,949,822	540,927	6,475,000	7,015,927	6,087,999	91,053,748
（２）経常費用									
事業費	43,266,110	31,371,377	3,314,100	77,951,587	540,927	6,475,000	7,015,927		84,967,514
給料手当	12,526,076	9,159,881		21,685,957	44,300		44,300		21,730,257
法定福利費	2,607,416	450,050		3,057,466	10,845		10,845		3,068,311
福利厚生費	844,917	339,153		1,184,070	3,140		3,140		1,187,210
退職金				0			0		0
退職給付引当金				0			0		0
旅費交通費	3,017,832	2,330,100		5,347,932	92,050		92,050		5,439,982
通信運搬費	2,569,611	939,837		3,509,448	5,096		5,096		3,514,544
消耗品費	2,597,963	65,978		2,663,941	3,197		3,197		2,667,138
印刷製本費	1,107,479	0		1,107,479	331,553		331,553		1,439,032
光熱水料費	315,018	36,052		351,070	721		721		351,791
賃借料	1,638,321	2,513,514		4,151,835	6,700		6,700		4,158,535
保険料	0	348,040		348,040			0		348,040
諸謝金	11,826,512	42,000		11,868,512	31,000		31,000		11,899,512
租税公課	0		3,314,100	3,314,100			0		3,314,100
支払負担金	684,480			684,480		6,475,000	6,475,000		7,159,480
委託費	3,070,807	15,000,000		18,070,807	9,795		9,795		18,080,602
雑費	459,678	146,772		606,450	2,530		2,530		608,980

科目	公益目的事業				その他事業			法人会計	合計
	公1 社会福祉推進事業	公2 地域生活定着促進事業	共通	小計	他１ 調査研究事業	他2 日本社会福祉士会連携事業	小計		
管理費								8,454,118	8,454,118
給料手当								778,886	778,886
法定福利費								185,062	185,062
福利厚生費								46,907	46,907
退職金									0
退職給付引当金									0
旅費交通費								51,300	51,300
通信運搬費								53,983	53,983
消耗品費								41,327	41,327
印刷製本費								37,857	37,857
光熱水料費								8,730	8,730
賃借料								22,809	22,809
租税公課								30,100	30,100
委託費								122,975	122,975
諸謝金								33,000	33,000
支払寄付金								0	0
保険料								91,570	91,570
特定費用準備金								6,764,676	6,764,676
雑費								184,936	184,936
経常費用合計	43,266,110	31,371,377	3,314,100	77,951,587	540,927	6,475,000	7,015,927	8,454,118	93,421,632
当期経常増減額	△ 6,015,788	3,313,400	3,313,400	△ 1,765	0	0	0	△ 1,825,192	△ 1,826,957

公益法人　財務三基準			適否
収支相償	マイナスとなること	△１，７６５（＝７７，９４９，８２２－７７，９５１，５８７）	適
公益目的事業比率	50%以上	８３%（＝７７，９５１，５８７÷９３，４２１，６３２×100%）	適
遊休財産額の保有制限	公益目的事業費以内	４８，８７４，７１１　（７７，９４９，８２２以下）	適

１．収支相償

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益法人認定法という）　第5条第6号

その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

２．公益目的事業比率

公益法人認定法　第15条

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行なわなければならない

３．遊休財産額の保有制限

公益法人認定法　第5条第9号

その事業活動を行うにあたり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること

公益法人認定法　第16条

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない

２　前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう